

蕨市交通事故及び不慮の災害による遺児扶養年金給付条例の一部を改正する条例

蕨市交通事故及び不慮の災害による遺児扶養年金給付条例（昭和 4 8 年蕨市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第 4 条中「であって、その者の前年の所得が児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき政令で定められた額以上でない者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄